

会員  
限定

# 労災保険

500件  
以上の実績

## 特別加入制度のご案内

労災保険は、原則として一人親方など労働者でない方は対象となりません。また、建設業の一人親方において、業務上又は通勤途中に災害を受けた場合でも、元請業者が加入している労災保険では補償されません。しかし、実態として労働者に準じて保護することが適当な場合もあり、一定の方に対して特別に任意加入を認めているのが特別加入制度です。



### 対象者



下松商工会議所会員（または会員となれる方）で、労働者を使用していない建設事業（土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊もしくは、解体またはその準備の事業（大工、左官、とび職人など））を行う一人親方。



### 加入のメリット



仕事にケガをしても、自己負担なく無料で治療が受けられる。

治療のために休業した場合、給付基礎日額に応じた額の休業補償がある。

障害が残った場合、障害の程度と給付基礎日額に応じた額の障害補償がある。

仕事での事故で死亡した場合、遺族の人数と給付基礎日額に応じた額の遺族補償がある。

## 保険料 (単位：円)

給付基礎日額 A	保険料算定基礎額 (A × 365 日)	年間保険料 (保険料率 18/1,000)
25,000	9,125,000	164,250
24,000	8,760,000	157,680
22,000	8,030,000	144,540
20,000	7,300,000	131,400
18,000	6,570,000	118,260
16,000	5,840,000	105,120
14,000	5,110,000	91,980
12,000	4,380,000	78,840
10,000	3,650,000	65,700
9,000	3,285,000	59,130
8,000	2,920,000	52,560
7,000	2,555,000	45,990
6,000	2,190,000	39,420
5,000	1,825,000	32,850
4,000	1,460,000	26,280
3,500	1,277,500	22,986

## 年間事務手数料

550 円 × 12 ヶ月 (6,600 円 / 年)

## ● 下松商工会議所の入会について ●

下松商工会議所一人親方労災保険組合に事務委託をされる場合は、下松商工会議所へのご入会が必要となります。

会 員		年会費	入会金
個人会員	個人事業者	8,000円 (8口) 以上	1,000円
法人会員	法人格を有する商工業者	14,000円 (14口) 以上	
団体会員	協同組合や商工業者等で組織する団体	8,000円 (8口) 以上	

※下松商工会議所規定によります